

議案第24号

三朝温泉観光商工センターの指定管理者の指定について

次のとおり三朝町温泉観光商工センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田 秀光

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	名称及び代表者名	所在地	
三朝温泉観光商工センター 三朝町大字三朝 973 番地 1	三朝温泉観光協会 会長 藤井 享	三朝町大字三朝 973 番地 1	平成25年4月1日 から同年8月31日 まで